新旧対照表

当座勘定規定	
新	旧
第１条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	第１条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。（－ 追加 －）
第７条（手形、小切手の支払、当座勘定からの払戻し） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 （2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。ただし、払戻しを目的とした小切手は２０２６年９月３０日までに振り出してください。 （4）前項（3）の当金庫所定の払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印して提出してください。 （5）前項（4）の払戻しの手続きに加え、払戻請求書による当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が正当な権限を有すると認められない場合には、払戻しは行いません。 （6）当金庫所定の払戻請求書による当座勘定の払戻しを受ける場合、第三者からの依頼による支払はしません。	第７条（手形、小切手の支払（－ 追加 －）） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。（－ 追加 －） （2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。（－ 追加 －） （－ 新設 －） （－ 新設 －） （－ 新設 －）
第８条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合	第８条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場

には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、２０２６年９月３０日までに振り出してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ２０２６年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。	合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。（－ 追加 －） (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること（－ 追加 －）を確認してください。
第 9 条（支払の範囲） (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の１５時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、当金庫の裁量により１５時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。 (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第 9 条（支払の範囲） （－ 新設 －） (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。
第 12 条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これらに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第 12 条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これらに類する債権が生じた場合には、小切手（－ 追加 －）によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
第 13 条（支払保証（－ 削除 －）） (1) 小切手の支払保証はしません。（－ 削除 －）	第 13 条（支払保証に代わる取り扱い） (1) 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。
第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手（－ 追加 －）または諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、（－ 追加 －）諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	（－ 追加 －）
第 18 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。	第 18 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （－ 追加 －）
第 27 条（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。	第 27 条（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。（－ 追加 －）
第 29 条（規定の変更等） (1) この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、監督官庁の指示、その他相当の事由が生じた場合、変更できるものとします。その場合、（－ 削除 －）当金庫ホームページへの掲載による公表またはその他の方法で公表します。	第 29 条（規定の変更等） (1) この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、監督官庁の指示、その他相当の事由が生じた場合、変更できるものとします。その場合、店頭掲示、当金庫のホームページの掲示またはその他の方法で公表します。

■ 小切手用法

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。（－ 追加 －）

■ 約束手形用法

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、（－ 削除 －）記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

■ 為替手形用法

4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから（- 削除 -）記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますからできるだけ記入してください。

2026 年 9 月 1 日現在	2025 年 1 月 6 日現在

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）	
新	旧
第 2 条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	第 2 条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （- 追加 -）
令和 8 年 9 月 1 日現在	令和 7 年 2 月 3 日現在

納税準備預金規定	
新	旧
第 2 条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	第 2 条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （- 追加 -）
令和 8 年 9 月 1 日現在	令和 3 年 9 月 1 日現在

貯蓄預金規定	
新	旧
第 2 条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	第 2 条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （－ 追加 －）
令和 8 年 9 月 1 日現在	令和 7 年 2 月 3 日現在

定期預金共通規定	
新	旧
第 1 条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	第 1 条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
令和 8 年 9 月 1 日現在	令和 2 年 4 月 1 日現在

定期積金規定	
新	旧
第 2 条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	第 2 条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
令和 8 年 9 月 1 日現在	令和 2 年 4 月 1 日現在